

令和5年矢板市議会定例会

第391回定例会議

提出議案説明書

令和5年12月

矢 板 市

提出議案説明書

令和5年矢板市議会定例会第391回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算6件、条例の制定2件、条例の一部改正7件及びその他9件の計24件であります。

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出にそれぞれ5億3,676万4千円を追加計上し、予算総額を163億1,631万9千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、人事給与管理費、企画調整費、戸籍住民基本台帳事務費及び選挙管理委員会運営費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、温泉センター施設事業、障がい者福祉対策事業、障害者総合支援事業等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業、保健事業及び予防費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、市単独農道整備事業、農業経営基盤強化促進対策事業及び林業総務管理費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、小学校教育振興費及び体育施設整備事業に係る経費を追加計上いたしました。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費及び河川災害復旧費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、令和5年人事院勧告に伴う給料、期末手当及び勤勉手当の増額並びにその他職員手当等の調整を行ったほか、最低賃金改定等に伴って会計年度任用職員に係る報酬、期末手当等の増額を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

あわせて、債務負担行為につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ445万8千円を追加計上し、予算総額を32億3,290万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び諸収入を追加計上し、国庫支出金を減額いたしまして、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第3号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ3,280万5千円を追加計上し、予算総額を35億8,480万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加計上し、国民健康保険税を減額いたしまして、歳出には、総務費、保険給付費及び保健事業費を追加計上いたしました。

議案第4号 令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いては、歳入歳出にそれぞれ2,771万2千円を追加計上し、予算総額を5億61万2千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を70万円増額し、水道事業費用総額を7億880万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を50万円増額し、資本的支出総額を5億4,660万円に補正しようとするものであります。

議案第6号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を32万2千円増額し、下水道事業費用総額を6億9,356万2千円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を47万8千円増額し、資本的支出総額を5億9,798万2千円に補正しようとするものであります。

議案第7号 矢板市泉きずな館設置及び管理条例の制定については、幅広い世代の市民に、集い、学び、子育て支援及び健康づくりの場を提供し、並びに自主的な市民活動を支援し、もって豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に資する施設として矢板市泉きずな館を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第8号 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定については、高齢

者が住み慣れた地域において、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、保健福祉の充実及び介護予防の推進を図り、もって豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成に資する施設として矢板市泉常設型サロンを設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第9号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第10号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第11号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、令和5年人事院勧告により国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正については、矢板市文化スポーツ複合施設の新設により矢板市体育館を廃止すること並びに旧泉中学校の泉体育館及び泉グラウンドへ泉地区の体育施設を集約するため長井体育館外2施設を廃止することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正については、泉小

学童保育館の移転に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 町の区域の変更については、道路など地形上明確なものと、従来の町の区域が符号しない区域が判明し、変更を必要とするため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

以下省略

議案第17号 工事請負契約の変更については、令和4年矢板市議会定例会第377回定例会議において、追加議案第1号として議決を経た工事請負契約（矢板市文化スポーツ複合施設新築工事）について、工事材料価格の著しい変動並びに内装の仕様及び使用材料の数量の変更等により請負代金額の変更を要することに伴い、契約内容に変更が生じたため、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、令和6年4月1日から、鹿沼市が新たに退職手当支給事務、議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
以下省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第19号から議案第24号までの6議案については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。